

## 意見書案第6号

### 総合的病院開設へ向けての病床配分に関する意見書

現在、神奈川県において基準病床数の検討が進められているが、横須賀・三浦二次保健医療圏は病床数が過剰として、平成29年3月31日現在の既存病床数5,357床より50床減となる、5,307床を基準病床数とする見解が示されていると聞き及んでいる。

横須賀・三浦圏域の逗子市においては、総合的病院がなく、著しい高齢化の進展等に対応するための医療体制の充実及び地域包括ケアシステム構築の推進に必要な在宅療養後方支援病院がないことが課題となっている。

このため、本市では長年にわたって、総合的病院の誘致を市政の重要課題として位置付けており、誘致を進めている医療法人社団葵会による総合的病院の病床数は300床規模を求めているものの、現状では109床が承認されたところである。

総合的病院の実現により、救急医療体制の整備、在宅療養後方支援病院の機能及び大規模災害時医療拠点の確保など、本市における医療体制を飛躍的に充実させるためには、更なる病床の確保が必須となる。

よって、逗子市議会は神奈川県に対し、本市における総合的病院の開設に向けた病床数の確保について、特段の措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月1日

逗子市議会